

子 奥州市 育て支援優良企業表彰 にご応募ください

- 対象 市内に本社または主たる事業所を置く、300人以下の労働者を常時雇用している企業
- 表彰基準 次のすべての項目に該当する企業について、選考委員会で選考を行い表彰します
 - ①次世代育成支援対策推進法第12条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に届け出ていること
 - ②仕事と子育ての両立支援のため、制度および職場環境の整備の促進に積極的に取り組んでいること
 - ③おおむね過去3年間、労働関係法令に関し違反がなく、社会通念上表彰するにふさわしくないと認められる行為を行っていないこと
- 応募方法 申込（推薦）書に記入の上、必要書類を添付して、提出してください（応募用紙は、市ホームページからもダウンロードできます）
- 申込期限 11月9日（金）
- 問い合わせ・応募先 本庁商工企画室（内線262）

市は、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業の表彰制度を制定しました。

これは、ことし3月に策定した「子育て環境ナンバーワンプラン」に基づくもので、市内の中小企業の「子育て支援の取り組みの推進」や「子育てをしやすい社会環境づくり」を目的としています。このような表彰制度を設けるのは、県内の市町村では初めてです。

子育てにやさしい企業を表彰します

「子育て環境ナンバーワンプラン」を推進

具体的な取り組みの例

企業が行う支援の内容は、「利用しやすい育児休業制度」や「子どもの看護休暇制度」「勤務時間短縮制度（短時間勤務制度、フレックスタイム）」の取り組み、「所定外労働の免除」「始業時間・就業時刻の繰上げ繰り下げ」「託児施設の設置」などです。

子育てにやさしい環境づくりを推進

この表彰制度は、「子育てと

仕事の両立支援」に積極的に取り組んでいる企業を優良企業として表彰し、公表することで、多くの企業に、働きやすい職場づくりへの意識を持ってもらおうとするものです。

市は「子育てするなら奥州市で」をスローガンに、「子育て環境ナンバーワンプラン」を積極的に推進し、子育てにやさしい環境づくりに努めていきます。

■問い合わせ 本庁企画調整課
少子・人口対策室（内線312）

育児休暇制度

託児施設の設置

職場復帰支援 etc...

奥州市次世代育成支援行動計画
子育て環境ナンバーワンプラン

